

産官学連携の「デジタル証明」の社会実装に向けた取り組み —デジタル証明研究会 年次レポート 2024—

金融ニューズレター

2025 年 6 月 10 日号

執筆者:

有吉 尚哉

n.ariyoshi@nishimura.com

真名子 達人

t.manago@nishimura.com

古積 潤一郎

j.kozumi@nishimura.com

1. デジタル証明研究会によるレポートの公表

2025 年 5 月 27 日にデジタル証明研究会（座長：池田眞朗慶應義塾大学名誉教授・武蔵野大学名誉教授。以下「**本研究会**」という。）においてとりまとめられた「デジタル証明研究会年次レポート 2024（論点整理と提言）」（以下「**年次レポート**」という。）¹が公表された。本研究会は 2024 年 7 月に設立された任意団体であり、デジタル証明（デジタル上の情報の質を保証すること）に関して法的な観点から産官学連携で研究を進めている。年次レポートはその成果をまとめた最初の公表物であり、デジタル証明の分野に関する今後の政策的な取り組みや理論構築に影響を与えるものと考えられる。金融分野においても、オンラインによる取引が増えている一方で、デジタル上での成りすましによる被害が急増し、資料・証拠の偽造・捏造による不正取引の可能性も高まっている。そのため、法的にデジタル証明の基盤を確立させる重要性が高まっているといえ、本研究会の取り組みや年次レポートの内容は実務の参考になり得るものである。

本ニューズレターでは、本研究会と年次レポートの概要について簡潔に紹介する。なお、筆者らは本研究会のメンバーを務めることなどにより本研究会の研究に関与しているが、本稿の意見に亘る部分は筆者らの私見であり、本研究会やその他の組織の見解を示すものではないことを申し添える。

2. デジタル証明研究会と年次レポートの概要

(1) 設立目的・活動形態

本研究会の設立の趣意は次のように述べられている。すなわち、近年、経済・社会全体のデジタル化が急速に進展し、人々の生活にとっても不可欠な要素となっている一方で、生成 AI などの技術の進展に伴い、デジタルデータのみならず書面や写真も本物か生成された偽物であるかの判別が困難となっており、フェイク情報による社会への悪影響が無視できない事態となっている。かかる現状認識を踏まえ、社会のデジタル化に伴う課題の解決のため、デジタル利用における安全性・信頼性を確保するための社会的ルール創りを研究し、社会実装につなげることを目的として本研究会は設立されたものとされている。

本研究会の特色として、社会的課題を広く抽出し、解決のためのルールを研究する観点から、広く産官学からメンバー・オブザーバーが参加していることがあげられる。そして、デジタル化に伴う課題についても

¹ <https://digitalproof.jp/report/>

特定の問題に限定せず、産官学それぞれの参加者から報告された課題について議論や意見交換が行われている。そのため、本研究会には、民法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、知的財産法、国際私法など多様な専門分野の法学者が参加するとともに、「産」からも金融機関を含む民間企業のほか一般社団法人日本クラウド産業協会が賛助会員となっている。さらに、金融庁、警察庁、経済産業省その他の多くの関係省庁がオブザーバーとして参加しており、実際に本研究会の会合においては多くの省庁からの参加者が積極的に議論に加わっていた。

このように官庁の関与があるものの、前述のとおり本研究会は公的な諮問機関ではなく、あくまでも私的な任意団体である。もっとも、前述の設立目的を実現する観点から、デジタル化に伴う社会的課題の解決のためのルールに関する研究成果を外部に発信することが予定されており、その中には「官」に対する社会的ルールに係る提言も含まれている。

(2) 年次レポートの概要

本研究会は、上記の設立目的により、2024年7月に設立された後、2024年度においては計6回の会合を開催した。そして、今般公表された年次レポートは、かかる会合における課題の報告及び解決策の議論、検討の成果をとりまとめたものである。

2024年度の各会合においては、偽情報・誤情報対策を中心として、デジタルデータの信頼性を巡る報告や議論が多くみられたことから、年次レポートにおいては、デジタルデータの信頼性に関する課題とそれを解決するための方法、特にデジタルデータの情報の質²をどのような枠組みをもって保証するかについて焦点が当てられている。そして、デジタル証明の基盤となるような制度とテクノロジーの集合体を指すものとしての「デジタル証明基盤」（デジタル空間における安心・安全の共通基盤）の構築の必要性を提言するとともに、デジタル証明基盤のあり方を検討するにあたっての検討の視点を提示している。また、①デジタル化の進展によるデメリットへの対処と②デジタル化の進展によるメリットの促進という2つの観点から、本研究会の議論の中で示された具体的な諸課題について整理を行い、検討の方向性と提言が示されている。このうち①については詐欺・誤導目的の偽誤情報掲載への対処や資料・証拠の偽造・捏造への対処などの項目が、②については取引情報の利活用や発注書面等のデジタル化などの項目がまとめられている。詳細については年次レポートをご参照いただきたい。

(3) 今後の活動

本研究会の2024年度の活動は、年次レポートの公表をもって完了したが、2024年度に検討の対象とならなかった課題や具体的な社会的ルールの実装に関する議論、検討を継続する必要があることから、本研究会は2025年度においても参加者を拡大しつつ、引き続き活動を継続している。デジタル利用における安全性・信頼性を確保するために、デジタル証明に関する社会的ルールの実装につながる有意な研究がなされることを期待したい。

² 年次レポートにおいて「情報の質」とは、情報自体が正しい内容であるだけでなく、情報の発信者が実在しているのか、情報の発信者が成りすましを受けているものではないか、権限のある者によって発信されたものか、情報の発信日時がいつか、情報が発信後改ざんされていないかといった情報の真実性・実在性・正当性を担保する要素を含む概念と捉えて、議論がなされている（年次レポート3, 4頁）。また、デジタルデータの情報の質を保証することを、本研究会においては、「デジタル証明」と定義しているところ（年次レポート3頁）、本研究会の名称からも分かる通り、本研究会における中心的な検討対象となっている。



当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com